

船員保険事業運営懇談会施設検討小委員会開催要綱（案）

1. 設置目的

船員保険福祉施設事業については、「船員保険事業運営懇談会報告書」により、「整理合理化の具体的な進め方など福祉施設の取扱いについては、新船員保険制度発足までの間、福祉施設に関する各方面の議論にも留意しつつ、船員保険被保険者及び船舶所有者の意見を十分配慮して、引き続き検討することが必要である。」とされている。

このため、同事業に係る検討については、船員保険事業運営懇談会（以下、「懇談会」という。）の下に、施設検討小委員会を開催し、検討を行うこととする。

2. 施設検討小委員会における審議内容

- (1) 保養施設等の整理合理化について
- (2) 病院の整理合理化について
- (3) その他船員保険福祉施設に関すること

3. 参集者

施設検討小委員会の参集者は、委員及びオブザーバーとし、原則として懇談会の委員が兼務する。なお、委員及びオブザーバーは下記のとおり。（敬称略）

公益委員

野川 忍（東京学芸大学教育学部教授）

被保険者側委員

大内 教正（全日本海員組合 副組合長）
高橋 健二（全日本海員組合 総務局長）
三宅 隆（全日本海員組合 企画室担当中央執行委員）
清水 保（全日本海員組合 企画室長代行）

船舶所有者側委員

江口 光三（社団法人日本船主協会 労政委員会委員）
岡本 豊（社団法人日本旅客船協会 副会長）
三木 孝幸（日本内航海運組合総連合会 広報委員会委員）
小坂 智規（社団法人大日本水産会 常務理事）

オブザーバー

木村 裕士（日本労働組合総連合会 総合政策局長）
遠藤 寿行（社団法人日本経済団体連合会 経済第三本部副本部長）
福岡 真人（財団法人船員保険会 常務理事）

4. 施設検討小委員会の議事の運営について

議事の運営のあり方については、施設検討小委員会において定めるものとする。

船員保険事業運営懇談会の開催について

1 開催の趣旨

船員保険の事業運営等について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、適正な事業運営を行うことを目的として、「船員保険事業運営懇談会」を開催する。

2 船員保険事業運営懇談会における審議内容

- (1) 船員保険事業の適正な運営について
- (2) 船員保険福祉事業について
- (3) 船員保険制度の見直し等について
- (4) その他船員保険事業に関すること

3 船員保険事業運営懇談会の運営

- (1) 船員保険事業運営懇談会は、社会保険庁運営部長が関係者の参集を求めて開催する。
- (2) 社会保険庁運営部長は、必要に応じ、参集者以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) 船員保険事業運営懇談会は、船員保険の事業運営に係る、専門的事項についての調査又は検討を行うための会合を開催できることとする。
- (4) 船員保険事業運営懇談会は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (5) 船員保険事業運営懇談会の庶務は、庁内各課の協力を得て、運営部医療保険課において行う。